2018年
「東アジア文化都市」

応　募　要　領

文化庁

文化庁への申請書の提出期限

平成２８年５月３０日（月）（消印有効）

※ＦＡＸ、電子メールでの申請書の受付は行っておりません。

提出先及び問合せ先
文化庁長官官房国際課国際文化交流室企画係
〒１００－８９５９　東京都千代田区霞が関３－２－２
ＴＥＬ　０３－５２５３－４１１１（代表）内線２８４８
＜９時３０分から１８時まで＞
ＦＡＸ　０３－６７３４－３８１３
E-mail　bunkok@bunka.go.jp

目　　次

Ⅰ．募集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

Ⅱ．提出書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

Ⅲ.（別添）事業内容例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

Ⅰ．募集について

１．事業概要

「東アジア文化都市」事業は，日中韓３か国において，文化芸術による発展を目指す都市を選定し，その都市において，現代の芸術文化から伝統文化，また多彩な生活文化に関連する様々な文化芸術イベント等を実施するものです。これにより，東アジア域内の相互理解・連帯感の形成を促進するとともに，東アジアの多様な文化の国際発信力の強化を図ることを目指します。

また，当該都市がその文化的特徴を生かして，文化芸術・クリエイティブ産業・観光の振興を推進することにより，事業実施を契機として継続的に発展することも目的としています。

２．募集内容

本募集では，２０１８年（平成３０年）の「東アジア文化都市」を募集いたします。応募のあった都市の中から，学識経験者等による選定協力者委員会に諮り文化庁長官が都市を選定いたしますが，選定された都市においては，２０１８年中にその域内で,「東アジア文化都市」の名前の元に様々な文化芸術関連事業を実施していただくことになります。実施していただく事業の内容等については，下記６．を御覧ください。

３．採択までのスケジュール

	H28. 4 月	5 月	6 月	7 月
募集	4/28(木) 募集開始 ⇔	5/30(月) 〆切		
審査			6 月中旬～7 月中旬　審査会	
採択内定 通知				7 月下旬目途 結果通知

	H29.3 月～12 月	H30.1 月～12 月
準備	⇒ 事業実施準備	
事業開始		⇒ 事業実施

４．募集期間

平成２８年４月２８日（木）～５月３０日（月）

５．募集対象となる者

募集対象は，市区町村となります。

６．「東アジア文化都市」に選定された場合に実施していただく事業

「東アジア文化都市」に選定された都市においては，様々な文化芸術関連事業を実施していただくことになります。事業内容については，選定された都市において自由に企画していただくことになりますが，事業を実施する上での実行委員会等の設置，及び下記事業については，必ず実施していただくことになりますので，御留意ください。

① 開会イベント（２０１８年の１月～３月の間での実施を想定）
② 文化芸術関連イベントを集中的に実施するコア期間（核となる期間・１か月程度を想定）の設置
③ 中国，韓国で選定された東アジア文化都市との交流（芸術団体等の派遣・招へい）
④ 閉会イベント

なお，文化庁では，本事業の目的に鑑み，

○ 文化芸術の力を生かして都市の継続的な発展に貢献する
○ 日中韓３か国をはじめとして東アジア地域における交流の活性化につながる
○ 芸術家同士が相互に刺激し合うことにより新たな作品創造の機会となる等，文化芸術振興につながるような事業を実施していただくことが望ましいと考えております。

実施事業については，「東アジア文化都市」の趣旨に見合う事業を新たに企画していただくのが望ましいですが，既存の事業を「東アジア文化都市」の趣旨に見合うように，事業内容を変更し，実施していただくことは可能です。

また，市区町村が主催でなく民間団体等が主催する事業について「東アジア文化都市」の名を冠して，実施していただくことも問題ありません。（ただし，７．の文化庁が一部費用を負担できる事業は，市区町村が主催の事業に限りますので，御留意ください。）

なお，別添で，想定される事業内容，2015 年新潟市の事例を参考に記載しています。

７．事業実施に係る文化庁の関連事業

文化庁では，実施される事業のうち下記の経費に対しては，<u>本事業に関連する文化庁事業を活用することにより，実施経費の一部に充当することが可能です</u>。ただし，いずれも，平成２９年度以降の予算要求に関わる事項であり，あくまで予算が承認されることが前提となりますので，御了承願います。

（１）開会・閉会イベントに係る経費の一部
（２）期間内に実施する市区町村主催のイベント実施に係る経費の一部
（３）中韓の東アジア文化都市との合意に基づいて行う交流（芸術団体等の派遣・招へい）に要する経費の一部

８．申請書の提出期限及び提出方法等

申請者は，提出書類をそろえて，文化庁へ郵便，宅配便により提出してください。

提出先：〒１００－８９５９
東京都千代田区霞が関３－２－２
文化庁長官官房国際課国際文化交流室企画係

提出期限：平成２８年５月３０日（月）(消印有効)

※　郵便は，「東アジア文化都市」申請書在中と朱書きの上，「特定記録郵便」又は「簡易書留」などで提出してください。

※　電子メール，ＦＡＸによる受付は行っておりませんが，郵便，宅配便による提出前に，事前情報として送っていただくことは可能です。

９．審査及び審査結果

（１）提出された申請書に基づき，学識経験者等で構成する協力者会議に諮って文化庁長官が決定いたします。

（２）審査は，協力者会議メンバーによる事前の書面審査及び応募いただいた団体からの協力者会議メンバーに対する対面のプレゼンテーションにより行います。(プレゼンテーションに来ていただけない場合は，自動的に不採択となります。）なお，申請者が多数の場合には書面審査を一次審査とさせていただき，一次審査を通過した申請者のみ，二次審査として対面のプレゼンテーションを行っていただく場合があります。

（３）審査の結果は，申請いただいた市区町村に対し，７月下旬を目途に文書にてお知らせいたします。それ以外の電話やメール等によるお問合せには回答できませんので御了承願います。

（４）審査は，以下の「審査の視点」により総合的に評価いたします。

【審査の視点】

(都市の状況)

○　文化芸術の持つ力を生かして，都市の継続的な発展，ブランド力の向上等を目指す明確なビジョンがあり，その実現に向けた具体的な計画がある。

○　文化政策や創造都市政策を都市の重要施策として位置づけ，文化芸術の持つ創造性を生かした地域の文化振興，産業振興，観光振興等の施策を積極的に展開している。

○　中国・韓国をはじめ，東アジア諸国との交流に関する実績がある。また，これまでに東アジアの交流促進に係るイベント等を実施した実績がある。

○　国際的な文化芸術イベントや会議等を実施した実績があり，また，そうしたイベント等を継続的に行っている。

○　国内外の文化都市・創造都市等のネットワーク形成に積極的に参画し，当該都市などとの交流を積極的に行っている。

(実施体制，連携協力体制)

○　文化のみならず，経済，観光，教育等の様々な団体の関係者が参画するなど，事業の実施を支えるために十分な体制，行政組織内の横断的な協力体制を整備することが予定されている。

○　事務局を設置する場合には，事業実施に必要な文化芸術団体等の専門スタッフが配置され，事業の運営に市民ボランティアを活用する等，地域住民を巻き込んだ運営体制となっている。

○　民間企業，大学等教育機関，文化関係団体等との連携協力を図るなど，官民が一体となって都市を盛り上げる計画となっている。また，国内外の都市との連携・協力を図る計画となっている。

（事業内容）

○　東アジアの連帯感・共同意識の形成や文化芸術による今後の都市の発展と言った観点から，事業の目的が明確で優れたものであり，また，目的を達成するために，具体的な事業計画がなされている。

○　事業内容が創造性に富んだものであり，多くの人々をひきつける企画になっている。また，事業実施の効果が一過性でなく，都市の文化及び社会の持続的な発展に貢献するようものとなっている。

○　事業の企画・運営について，創造性に富んだ芸術監督・ディレクター・コーディネイターなどを配している。また，事業の実施に若手人材を起用するなど，クリエイティブな人材の育成の視点が企画に見られる。

○　文化芸術の創造性やその魅力を生かして，子供，障害者，高齢者，外国人等多様な市民が参加・参画できる企画がなされている。

○　中国・韓国をはじめとする東アジア諸国の人々，特に同時開催する中国・韓国の都市との市民交流，青少年交流が図られる事業が企画され，かつ「東アジア文化都市」の期間終了後も，交流を継続的に実施していく意欲が高い。

（広報）

○　「東アジア文化都市」の開催を国内外に広くアピールする具体的な計画（広報計画・メディア戦略等）がなされている。

（評価）

○　大学等教育機関等との連携により，都市の持続的な発展に係る「東アジア文化都市」の実施効果を，中長期的に検証・評価する計画がなされている。

１０.「東アジア文化都市」の名称の明記及びロゴマークの表示

申請した事業計画で実施する事業については,「東アジア文化都市」の実施年（２０１８）である旨の記載及び「東アジア文化都市」のロゴマークを採択された市区町村で作成し表示していただくことになります。

なお，実施期間終了後も，「東アジア文化都市○○○○」の名称を必要な機会に使用することができます。

１１．執行状況調査について

文化庁から委託を受けた事業については，当該事業に関する帳簿及び関係書類等を５年間（平成３６年３月末まで）善良な管理者の注意をもって保管する必要があります。また，会計検査院及び文化庁による執行状況調査の対象になります。このため，執行方法については事業開始前に、文化庁と採択された市区町村とで十分な調整が必要となります。

１２．不正受給等に伴う応募制限について

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業において，補助金等の不正受給等を行った場合,「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成２２年９月１６日文化庁長官決定）に基づき，応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成２２年９月１６日
文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

（１）虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間４～５年
（２）調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間２～３年
（３）文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記（１)、（２）に準じて取り扱う。

１３．その他

東アジア文化都市に選定された都市には，文化庁が行う文化振興施策の広報協力を依頼することがあります。

Ⅱ．提出書類について

１．提出書類

提出書類は以下のとおりです。全ての書類はＡ４版（片面のみ）に統一して各１部ずつ提出してください。カラー印刷である必要はありません。

① 「東アジア文化都市」企画提案書（様式１～４）
② 選定協力者委員会委員に対するプレゼンテーションに使用する資料（様式自由）

２．様式の入手方法

申請書の様式は，文化庁ホームページ（http://www.bunka.go.jp）からダウンロードしてください。

３．申請書の提出に当たっての留意事項

（１）提出した書類については，その記載内容について問合せをすることがありますので，申請者は，必ず写しを取り，保管するようにしてください。また，提出された書類等

は返却しませんので，あらかじめ御了承ください。

（２）申請書は原則ワープロ打ちで文字の大きさを９ポイント以上で記載してください。また，提出書類には，最初のページ（申請書の一枚目のページ）を「１ページ」として，通しでページ数を附してください。

（３）申請書は審査資料になりますので，申請書は提出後の差し替えは認められません。提出後変更が生じることがないよう，内容について十分検討の上，作成願います。

４．申請書記入要領

本事業の申請を希望される団体は，様式１～４に必要な資料を添付したものを１部作成して，文化庁長官官房国際課へ申請書類を提出してください。

【様式１】

１.「住所」の欄には，申請団体の郵便番号と住所を記載してください。

２.「申請団体名」の欄には，申請団体の名称及びその代表者の職名と氏名を記載の上，代表者印を押印してください。

３.「担当者連絡先」の欄には，申請書の内容についての問合せ先となる担当者の連絡先（電話番号については，時間外に連絡のとれる番号も必ず記載してください。）と，審査結果の郵送先の郵便番号及び住所を記載してください。

【様式２】

１.「①団体概要」の「本事業担当職員」欄には，「東アジア文化都市」事業に関わる主要な職員について記載してください。

２.「②本事業の実施体制図」欄には，「東アジア文化都市」事業に関わる職員の体制図を記載してください。また，実行委員会，事務局等を組織される場合や連携する民間団体等がある場合には，その関係性も含め，体制図に記載してください。

【様式３】各欄は，必要に応じてセルの高さを変更・追加していただいても構いません。（様式４も同様）

１.「①文化芸術の力を生かした都市の発展に係るビジョン・計画」欄には，今後の都市の発展に向けて，文化芸術の力をどう生かしていくのかについて具体的なビジョンや計画をどう定めているか，また，そのビジョンや計画に基づき，どのような施策を展開していく予定であるか等を記載してください。

２.「②文化芸術の力を生かした文化振興，産業振興，観光振興に係る施策の展開」欄については現在，都市において取り組んでいる文化芸術の力を生かした文化振興，産業振興，観光振興に関連する事業について記載してください。

３.「③中国・韓国をはじめ東アジア各国との交流実績，東アジア関連イベントの開催等」欄については，東アジア各国との交流実績（文化芸術交流に限らず）や東アジア関連イベントの開催実績，今後の具体的な計画がある場合には，その概要を記載してください。なお，実績・計画については，その規模，実施期間，参加者数，所要予算，実施概要，今後の実施の方向性等についても記載してください。

「東アジア」についての定義は必ずしも厳密なものではありませんが，本事業における「東アジア各国」とは，中国，韓国，モンゴル及び ASEAN 諸国（ブルネイ，カンボジア，インドネシア，ラオス，マレーシア，ミャンマー，フィリピン，シンガポール，タイ，ベトナム）を想定しています。

４．「④国際的な文化芸術イベント等を実施した実績，今後の計画」欄については，国内外から多くの来場者がある国際的な文化芸術イベントの実施実績や将来的な計画がある場合には，その概要を記載してください。なお，実績・計画については，その規模，実施期間，来場者数，所要予算，実施概要，今後の実施の方向性等を記載してください。

５．「⑤国内外の文化都市・創造都市等とのネットワークの形成への参画・都市との交流」欄については，文化都市・創造都市等との国内外のネットワーク形成に関連して，どのような取組を行っているか，また，文化都市・創造都市間の交流の実績等について記載してください。これまでに文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受けている場合や，ユネスコ・クリエイティブ・シティズ・ネットワークに登録又は登録の準備をされているような場合は，その概要等についても記載してください。

６．「⑥事業の実施体制」欄については，【様式２】２．に記載された実施体制以外に予定されている市民ボランティアの活用の計画や地域住民の事業への関わり方などについて記載してください。

７．「⑦民間企業，大学等教育機関，文化関係団体等との連携協力体制，国内外の都市との連携協力体制」欄については，事業実施に当たり，民間企業，大学等教育機関，文化芸術関係団体との連携・協力の予定や国内外の都市との連携・協力が予定されている場合には，その内容を記載してください。

【様式４】各欄は，必要に応じてセルの高さを変更・追加していただいても構いません。（様式３も同様）

１．「①文化都市実施の目的，期待する効果等」については，本事業への応募の動機，及び本事業の実施を通じて都市にどのような効果がもたらされることを期待しているのかについて具体的に記載してください。

２．「②事業の全体計画」欄については，本事業の全体計画について，開始時期，開催期間，開催内容等を記載してください。なお，事業の準備期間及び実施期間のスケジュールについて，一枚程度に見やすくまとめた資料を別添してください。

３．「③予算案（単位：百万円）」欄については，事業実施に係る現時点で想定している予算案について，可能な範囲で記載してください。

４．「④事業実施の効果の継続性，事業実施翌年以降の取組等」欄については，事業の効果を一過性のものにしないために，どういった事業を実施するのか，また，事業実施翌年以降にどのような取組をしていくのかについて記載してください。

５．「⑤文化芸術面のディレクションを行う，芸術監督，ディレクター等」欄については，本事業の文化芸術面における総合的な企画を行う芸術監督，ディレクター，コーディネーター等を置く場合には，その方の氏名を記載いただくとともに，本事業との関わり方等についてわかりやすく記載してください。また，当該芸術監督等の略歴を別添してください。

6．「⑥『東アジア文化都市』の国内外における広報計画」欄については，いつの時期にどのような媒体を用いてどのような広報を行うか，広報計画・メディア戦略についてわかりやすく記載してください。

7．「⑦事業の評価方法」欄については，「東アジア文化都市」の実施による効果をどのように検証し，評価するのかについて，その実施体制，期間などについてわかりやすく記載してください。

8．「⑧個別事業の内容」欄については，「開会イベント，閉会イベントの内容」，「コア期間の実施事業の内容」，「コア期間以外に実施する事業の内容」それぞれに分けて，事業内容（事業の実施目的，実施時期，期間，事業概要等）を記載してください。

「コア期間の実施事業の内容」，「コア期間以外に実施する事業の内容」については，それぞれ複数の企画があると思われますが，可能な限り事業ごとに記載願います。なお，いずれも現時点において想定できる範囲で記載いただければ結構です。

別　添

事業内容例

下記の事業は，「東アジア文化都市」において実施していただく事業について，文化庁が想定する事業内容例を参考に記載したものであり，必ずしも記載した事業の全ての実施を義務付けるものではありません。

東アジア文化都市の開幕を告げる開会イベント

● 日中韓３国の東アジア文化都市関係者，文化人，そして多くの国民が参加する開幕イベント

開幕イベントを数日間実施。期間中には，日中韓３国の東アジア文化都市関係者，文化人等が出席する開会式典を行い，本事業の開始を広く国内外にアピールする。

また，開会式前後には，日中韓各国の芸術団体が出演する伝統芸能等の舞台芸術公演を実施。

● 開会に合わせて文化関連事業を都市の各所で実施

都市の地元の芸術家等が中心となって企画する舞台芸術公演，展覧会等を実施する。

美術、舞台芸術のイベントを集中的に実施する中核（コア）期間の設定

「東アジア文化都市」の期間中に中核（コア）期間を１か月程度設定し，その期間中に芸術フェスティバルや美術展，舞台芸術公演や都市の文化的特徴を生かしたイベント，観光や地場産業等に関するイベント等を集中的に実施。

● ビエンナーレやトリエンナーレ等の芸術フェスティバル

芸術フェスティバルでは，中国，韓国をはじめ東アジア地域の芸術家の参加を得て，我が国の芸術家との共同制作を行う。

● 著名な芸術家等が出演する舞台芸術公演の実施

音楽，演劇，舞踊，伝統芸能の舞台で，３か国の芸術家が共演し，伝統的，標準的な形式の公演を実施するほか，伝統と現代の融合や異なる分野とが融合した公演を実施。

● 日本の伝統工芸品や食文化を広く紹介する見本市の開催

「東アジア文化都市」に選定された都市を中心に，広く国内の工芸品を集めた展示・即売，また，郷土料理，日本酒，焼酎などを楽しめる見本市を開催。

● 中国・韓国の文化や都市を集中的に紹介する「特別週間」の設置

中国・韓国の伝統文化から現代文化まで幅広い分野において，公演･展示等を行うとともに，当該期間には中国・韓国の各選定都市の発信･紹介を行うスペースを設置し，食文化や観光情報等の広報を行う。

中韓の芸術家が東アジア文化都市に滞在し、交流を行う事業の実施

● アーティスト・イン・レジデンス・プログラム

美術から舞台芸術まで様々な分野の中韓を含む東アジア地域の芸術家が一定期間（１か月～３か月程度）「東アジア文化都市」に滞在し，都市の芸術家や学生，市民との交流を通して，制作活動を行う事業を実施。

● 滞在成果を発表する展覧会・公演等

芸術家の滞在中に制作した作品の展覧会・公演等を開催するほか，国内のアーティスト・イン・レジデンス・プログラムで日本に滞在する中韓を含む東アジア地域の芸術家との交流や展覧会，公演等を共同で行う。

● 日中韓の芸術家チームによる日本各地の巡回制作等

日中韓の芸術家がチームを構成し，日本全国の様々な文化芸術拠点を巡回して滞在制作を行い，その地域の芸術家との交流，地域住民との交流イベント等を実施する。そして，その制作成果を最終的に，文化都市に指定された都市における公演・展示会などの形で発表する。

東アジア諸都市の未来や文化芸術の役割を議論する国際会議等の開催

● 東アジア地域の文化都市・創造都市のネットワーク形成を進める国際会議の開催

東アジア文化都市間，東アジア地域の文化都市・創造都市間において，政策の情報等の共有，将来に向けた連携や交流，今後の新たな政策の検討等を行うことを目的として，ネットワークの形成を進める国際会議を実施する。

● 文化芸術等の各種国際会議の開催

国際組織に加盟する文化芸術団体や産業団体等と共同で国際会議を開催し，開催期間中に東アジア文化都市や国内の文化，観光，産業等の紹介イベントや市民等との交流を実施する。

市民が自ら企画し参加する各種プログラム

「東アジア文化都市」の実施を契機として，都市内の文化事業を活発化させ，市民の文化的関心を高めること等を目的として，市民が自ら企画し参加する事業を実施。

● 広く市民に向けて実施する，芸術や文化についての講座やワークショップ
● 市民芸術祭，市民アートフェア
● 子供を対象にした芸術体験プログラム
● 障害を持った人や高齢者，難病等で長期に医療機関に入院している患者等の社会参加を促進する各種事業

青少年の交流促進を主眼とした文化関係事業

● 子供が自ら企画・運営する文化芸術関連事業

日中韓３国からそれぞれ数名程度の子供が参加し，一から企画し，事業の広報やその実施運営にも関わる文化芸術関連事業を実施する。

● 芸術系大学の学生の交流プログラム

日中韓３国の芸術系大学の学生がそれぞれの都市を訪れ，滞在制作等を実施。

● 小中高校生の交流プログラム

中韓の小中高校生を招へいし，ホームステイやダンス等のワークショップ体験を実施。

次年の文化都市へとバトンを渡すクロージングイベント

● 次回開催予定都市の関係者等が出席する閉会セレモニー

次回の実施都市を広くアピールする機会とすべく閉会セレモニーを実施する。

● 次回開催予定都市に関連する伝統芸能等の舞台芸術公演の実施

報告書の作成及び事業実施効果に係る中長期的な調査研究の実施

● 報告書の作成

実施体制，事業内容，実施による都市に与えた経済効果，観光客の増減，国際交流や文化に対する市民の意識変化等について記載した報告書を，実施翌年に作成する。

● 事業実施効果の検証に係る中長期的な調査研究の実施

本事業の実施効果が一過性に終わらず，実施都市の多面的な発展にどのような影響を与えているかを検証するため，大学等教育機関と連携して，実施後複数年にわたり，その効果の調査研究を行う。

2015 年新潟市の事例　http://culturecity-niigata.com/

「新潟から、文化でつながろう。」　東アジアの文化交流拠点へ

主要事業：25 事業／来場者数：123 万人

総事業数：295 事業／来場者数：357 万人

2015 年東アジア文化都市間交流：27 事業

○主な内容

［開会式典・開会イベント］

2015 年 2 月 27 日（金）

・オープニングイベント，式典＆シンポジウム

・レセプション

［中核（コア）期間を除く主な事業］

・アート・ミックス・ジャパン 2015

一流の伝統芸能を気軽に楽しむ祭典。2015 年は東アジア文化都市の特別プログラムも実施。

・みなと新潟春フェスタ 2015～光の響演～

みなとまち新潟の歴史的建造物や水辺空間を活用し，プロジェクションマッピング等の光や映像の演出を日中韓アーティストも参加して実施。

・ラ・フォル・ジュルネ新潟 2015
誰でも楽しめるクラシックコンサートを中韓の要素も加えて実施。

［中核（コア）期間（2015 年 7 月中旬～9 月）を中心とした主な事業］
・水と土の芸術祭 2015
「水と土」をテーマに，「市民プロジェクト」，「こどもプロジェクト」，「アートプロジェクト」，「シンポジウム」などを実施。

・新潟ジャズストリート
市内の店舗やコンサート施設など約 30 か所で，中韓の出演者を招へいし，日中韓の出演者による公演等を実施。

・「東アジア文化都市」文化ウィーク新潟開催
青島市（中国），清州市（韓国）の文化を紹介するため，各都市の作品展示を行うとともに，新潟まつりで実施するステージとブース出展に参加。

・日中韓「わたしは未来」合唱交流
共通の歌詞を３か国語に訳して創作された「わたしは未来」の歌唱や歌を通じた交流を実施。

・日仏中韓都市・文化対話 2015
日仏の創造都市が参加して行ってきた「日仏都市・文化対話」を，東アジア文化都市に選定されたことを契機に中韓の都市も交えて開催。

［中韓の東アジア文化都市間との主な交流］
・青少年文化交流
2015 年東アジア文化都市の３都市間で，高校生等を相互に派遣。4 日程度滞在し，文化体験を行う。

・開閉会イベントへの文化団体の派遣
中韓からの派遣要請を受けて，文化団体を派遣しイベントに参加。あわせて，新潟市職員等も式典に参加。新潟市での開催時も中韓から代表団が参加。

・東アジア文化都市間の実務者会議の開催
３都市の実務者会議を開催し，都市間で行う交流事業の調整や提案事項に対する協議を行う。